

第4回浪江町景観計画策定委員会資料

浪江町 市街地整備課

2024年11月5日

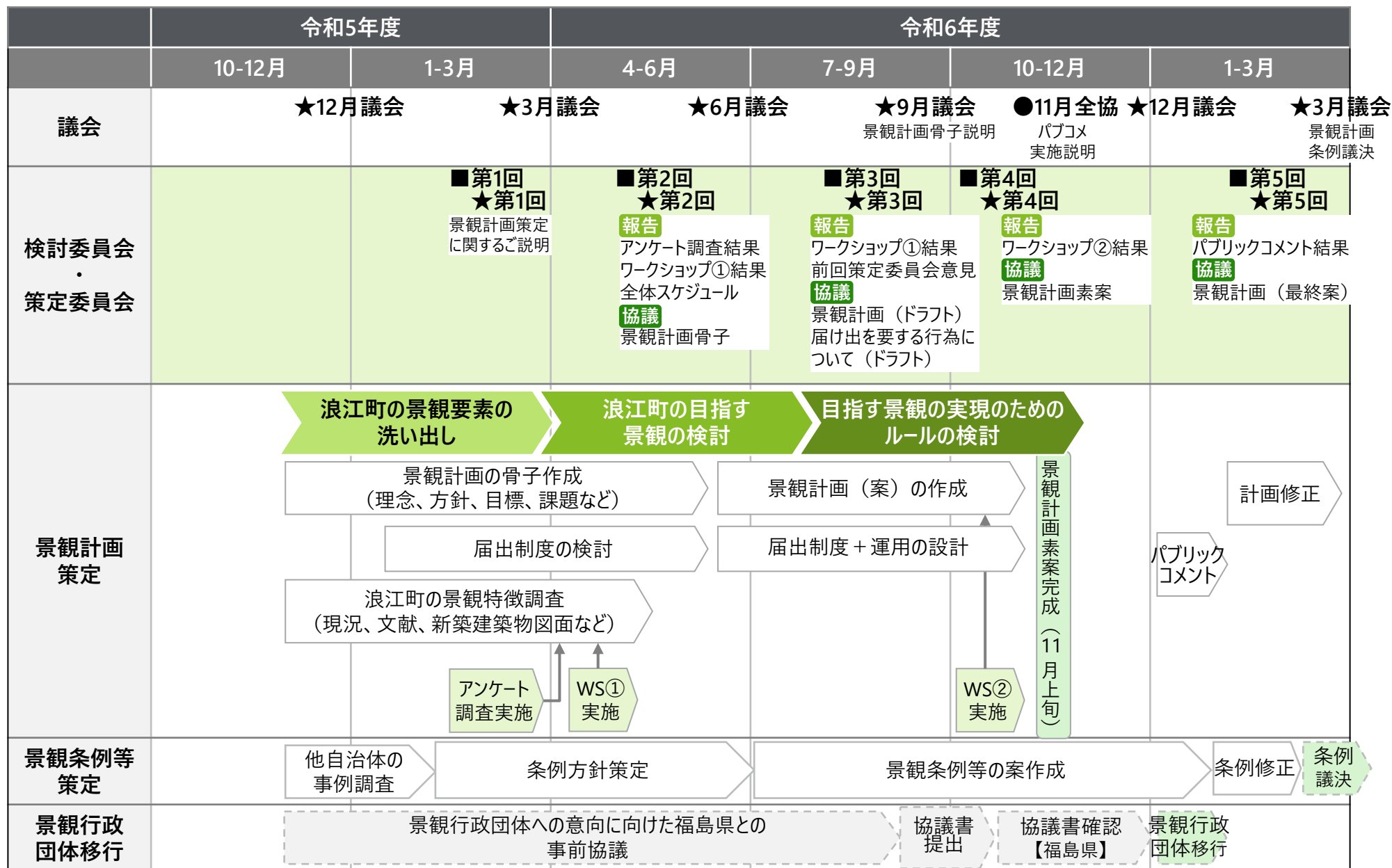
目次

3（1）報告事項	ア スケジュールについて	P3
	イ 第3回委員会で頂戴したご意見について	P6
	ウ 第2回ワークショップについて	P8、別紙1
3（2）協議事項	ア 景観計画（案）について	P12、景観計画案

3（１）報告事項

ア スケジュールについて

プロジェクト実施スケジュール



- 1 景観計画の目的と位置づけ
 - （１）背景と目的
 - （２）計画の位置づけ（関連計画）
 - （３）景観計画区域（町全域）

第１回委員会

- ・景観計画の目的
- ・景観計画の概要
- ・検討スケジュール

アンケート・ワークショップ①

- 2 浪江町の概要

- 3 景観形成の基本理念・目標

第２回委員会

- ・浪江町の景観概要（特徴）
- ・基本理念・目標（たたき台）
- ・基本方針（重点地区の考え方含む）

- 4 景観形成の基本方針
 - （１）基本的な考え方
 - （２）全域の方針
 - （２）地域別の方針
 - （３）重点地区の設定

第３回委員会

- ・基本理念・目標
- ・基本方針（重点地区）
- ・景観形成のための必要な事項
（届出対象・行為の制限を含む）

ワークショップ②

- 5 良好な景観形成のための必要な事項
 - （１）行為の制限
 - （２）景観形成基準

今回の
メイン
協議事項

第４回委員会

- ・浪江町景観計画（素案）

パブリックコメント

- 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

- 7 屋外広告物に関する事項

- 8 公共施設の景観形成に関する事項（景観重要公共施設）

- 9 景観形成の推進方策

第５回委員会

- ・浪江町景観計画（最終案）

3（１）報告事項

イ 第３回委員会で頂戴したご意見について

第3回策定委員会でいただいた意見を、景観計画に反映しています。

委員からのご意見に対する対応

分類	論点	論点の補足	意見者	対応方針
1. 目的と位置づけ	ワークショップ結果の記載方法	キャッチフレーズの内容を記載するか	市岡委員長	✓ ワークショップ結果を受けて事務局にて検討した内容を目的や景観資源等に記載
4（3）景観形成重点地区	範囲の候補の記載	重点地区の候補となる範囲をどの程度具体的に記載するか	市岡委員長 泉田委員	✓ 計画書には重点地区の制度を記載し、次年度以降に範囲やルールを住民からの意見を基に作成する
	重点地区の検討スケジュール	アパートの開発が町中にも進む中での重点地区の設定スケジュール	佐藤委員	
5（3）景観形成基準	デジタルサイネージを含む広告物の規制	デジタルサイネージに関する規制を行うか	市岡委員長	✓ 屋外広告物に関する内容とともに計画書本文に記載
6（2）景観重要樹木	樹木の指定方針	多くの人が重要性を認識しているリバーラインの桜や境松の指定を検討するか	市岡委員長	✓ 制度について計画書本文に記載
9. 推進方策	町の支援内容の具体化	住民主体での景観まちづくりを進めるための初期の町の支援策の記載方法	葛西委員	✓ 景観づくりの推進方策に、住民・事業者の主体的な活動を支援する旨を記載

3（１）報告事項

ウ 第２回ワークショップについて

WS②は、景観まちづくりの第一歩となる行動を行うこと、町民からあげられた意見を参考に景観計画の9章の景観まちづくりの取組案を整理すること、を目的に実施しました。

WS②の目的

住民意見を反映すべき項目

〔浪江町景観計画の骨子（目次）〕

- 1 景観計画の目的と位置づけ
 - (1) 背景と目的
 - (2) 計画の位置づけ（関連計画）
 - (3) 景観計画区域（町全域）
- 2 浪江町の概要
- 3 景観形成の基本理念・目標
- 4 景観形成の基本方針
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 全域の方針
 - (2) 地域別の方針
 - (3) 重点地区の設定
- 5 良好な景観形成のための必要な事項
 - (1) 行為の制限
 - (2) 景観形成基準
- 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項
- 7 屋外広告物に関する事項
- 8 公共施設の景観形成に関する事項（景観重要公共施設）
- 9 景観形成の推進方策

アンケート &WS① 結果

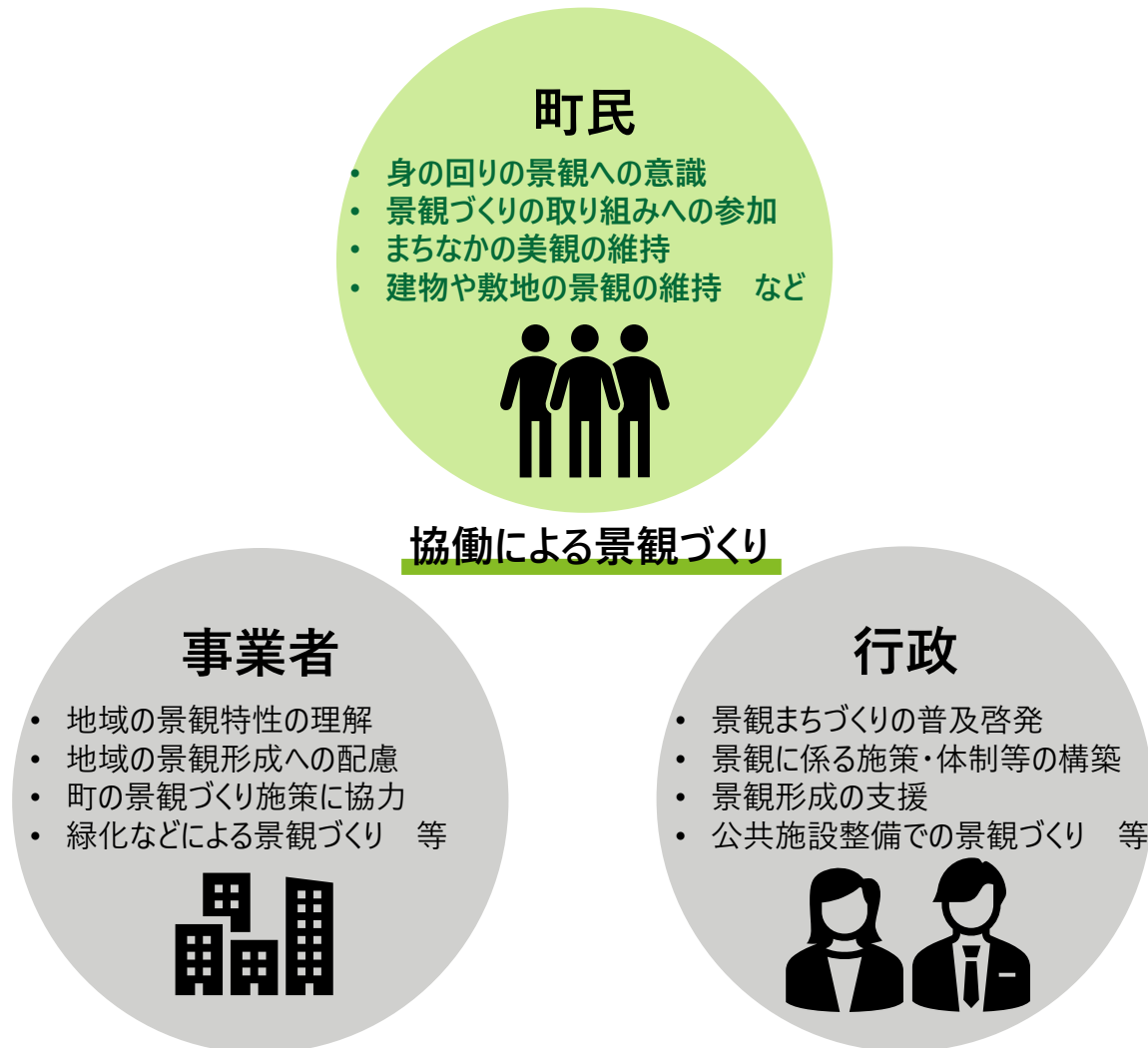
- ✓ 浪江町全体の中で大切な景観をあげていただいた
 - 今ある・過去あった景観でどのようなものが大切と考えているか、ご意見を伺った
- ✓ 浪江町全体の中で、守りたい・つくっていききたい景観を検討していただいた
 - 特に町内においてどのような景観を今後大事にしていきたいか、どのようにつくっていききたいかを考え、キャッチフレーズとして検討した

WS② の目的と 結果反映 方法(案)

- ✓ 住民や事業者が景観まちづくりを進めていく第一歩とする
 - 参加者が景観まちづくりそのものやその方法を考えるきっかけとし、景観まちづくりの取組みを自分事として考えてもらう
- ✓ 「9. 景観形成の推進方策」で、ワークショップで町民から得られた意見を参考にする
 - 住民の役割や、景観まちづくりの推進方法に関する取組みは、ワークショップにて町民が検討した取り組みアイデアなどを参考に整理する

景観を考えるうえでは、「そこに住んでいる町民の方がどのような町を目指しているか？」が大切になるため、町民が主体的に景観まちづくりを実施していくことを目指します。

景観づくりにおける各主体の役割



具体的には、目指したい町並みを考え、その実現のための、建物に関するルールと、日常的な景観の取り組みを知り、どんなことができるか考えるWSを行いました。

WS②の流れ

目指したい町並みを考える



ルール・取り組みを知る



1. まち歩きをして浪江町の今と未来を考えよう！

- まち歩きをしながら気が付いたことを探す
- 浪江駅前整備事業の紹介を受け、将来の浪江町のことを考える

2. 「浪江町の新たな気付きを発見しよう！ ●●の場所はどうだった！」

- 写真と地図を見ながらまち歩きを振り返り、気が付いたところを地図や写真に付箋を貼る

●●の場所はこれからも残していきたい



●●の場所は花壇がよく整備されていた

3. 「●●地区にルールを作ってよくしたい！自分なら●●ができる！」

- 景観まちづくりで町民が決められる建物のルール・取り組みが書いてあるカードをみながら、「浪江町のここをこのカードでもっと良くしたい」「自分ならまちづくりのためにこうできる」と思うことを話し合う



●●の場所は緑にあふれていてこれからも残していきたい
このカードを使えば緑あふれる場所を維持できる！
自分でもぜひ取り組んでいきたい！

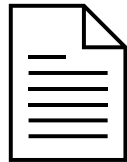
3（2）協議事項

ア 景観計画（案）について

景観計画を策定することで、浪江町の実情に即した景観行政を推進することができるように
なるとともに、町民・事業者とともに連携して施策に取り組む基盤をつくることができます。

景観計画策定のメリット

景観計画の策定



地域の実情に合った
景観行政の推進が可能となる

浪江町の特色に応じたきめ細かなルールを定めることができる

- ✓ 住民の生活の場である市街地という身近な課題に対応することが可能となる
- ✓ 地域の個性を活かした景観の維持・継承・創造を積極的に進めることが可能となる

浪江町が景観行政事務（届出の受付や勧告等）を処理
することが可能となる

- ✓ 町内で届出対象行為を行う際には浪江町に届出を行うこととなる



町民・事業者・町が景観の観点で
連携して施策に取り組む基盤となる

町民等の景観に関する意識を高められる

- ✓ 町民等の景観への関心・意識を高め、景観を「守り」「育て」「まちの魅力を高める」という“景観づくり”の意識を誘導できる。

町と町民の協働による積極的な景観づくりを推進することが
できるようになる

- ✓ 景観形成に対する町の積極的な姿勢を示すとともに、先導的に景観形成を推進することで、町の景観施策を通じて町民の景観づくりに対する関心を高めることで、町民の積極的な景観づくりを推進することができる

第3回委員会資料：骨子案からの主な修正箇所（4章～）

該当箇所		修正等の内容	対応頁
第4章	4 景観形成重点地区について	重点区域は設定の考え方のみとし、浪江駅周辺などにおいて、地域の住民や事業者の意向を踏まえて設定すると記載	p.34
第5章	1 届出に関する手続き	届出の手続きの流れについて、フロー図を作成し、明確に記載	p.35
	2 届出対象行為	届出対象行為と規模の記載。内容は第3回委員会資料の通り。	p.36-37
	3 景観形成基準	景観形成基準を追加。内容は現行の福島県景観計画をベースとし、色彩基準（建築物・工作物）を具体的に設定、太陽光パネル（工作物）の基準を追加 色彩については、参考としてマンセル表を記載。	p.37-44
第7章		デジタルサイネージにより景観や住環境への影響が懸念される記載を追加。	p.47
第9章	3 持続的な景観づくり	第3回委員会の資料を反映して、項目を追加	p.52

浪江町景観計画（案）

第1章 景観計画の目的と位置づけ

- 1 背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 景観計画区域
- 4 景観とは

第2章 浪江町の概要

- 1 町の概況
- 2 復興の歩み

第3章 景観形成の基本理念・基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第4章 景観形成の基本方針

- 1 基本的な考え方
- 2 町全域の方針
- 3 地区ごとの景観特性と方針
- 4 景観形成重点地区の設定方針

今回の
メイン
協議事項

第5章 良好な景観形成のための行為の制限

- 1 届出に関する手続き
- 2 届出対象行為
- 3 景観形成基準

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

- 1 景観重要建造物の指定方針
- 2 景観重要樹木の指定方針

第7章 屋外広告物に関する事項

第8章 公共施設の景観形成に関する方針

- 1 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 2 占用許可の基準

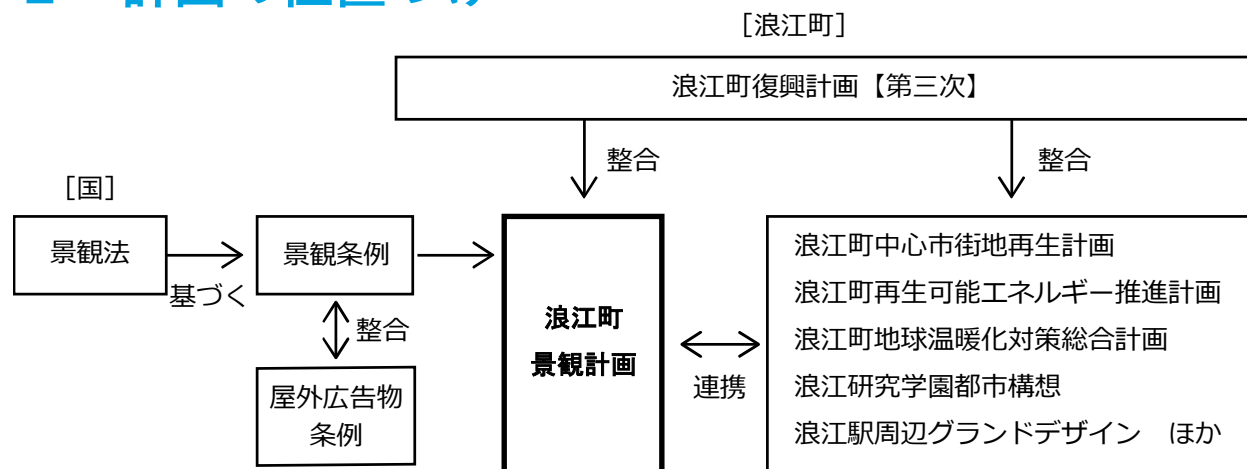
第9章 景観形成の推進方策

- 1 協働による景観まちづくり
- 2 推進施策
- 3 景観づくりのロードマップ

1 背景と目的

- 本町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された「ふるさとの景観」を有しています。
- 東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により景観は大きく変化しました。
- 現在も避難困難区域では、景観を含めて環境を維持していくことが課題となっています。一方で、中心部などでは復興事業が進み、震災後に建物が解体された空地等では、新たな事業者や店舗、住宅等の建設が進んでいくことも予測されます。
- 本町の景観づくりにあたっては、過去を知り、今を知り、未来を創造していくことが大切です。
- 地域の特色を活かした良好な景観の保全や復興事業等を活かした新たな景観の創造を図り、次代の町民が誇りとできる景観の町をつくりだすことを目指します。

2 計画の位置づけ

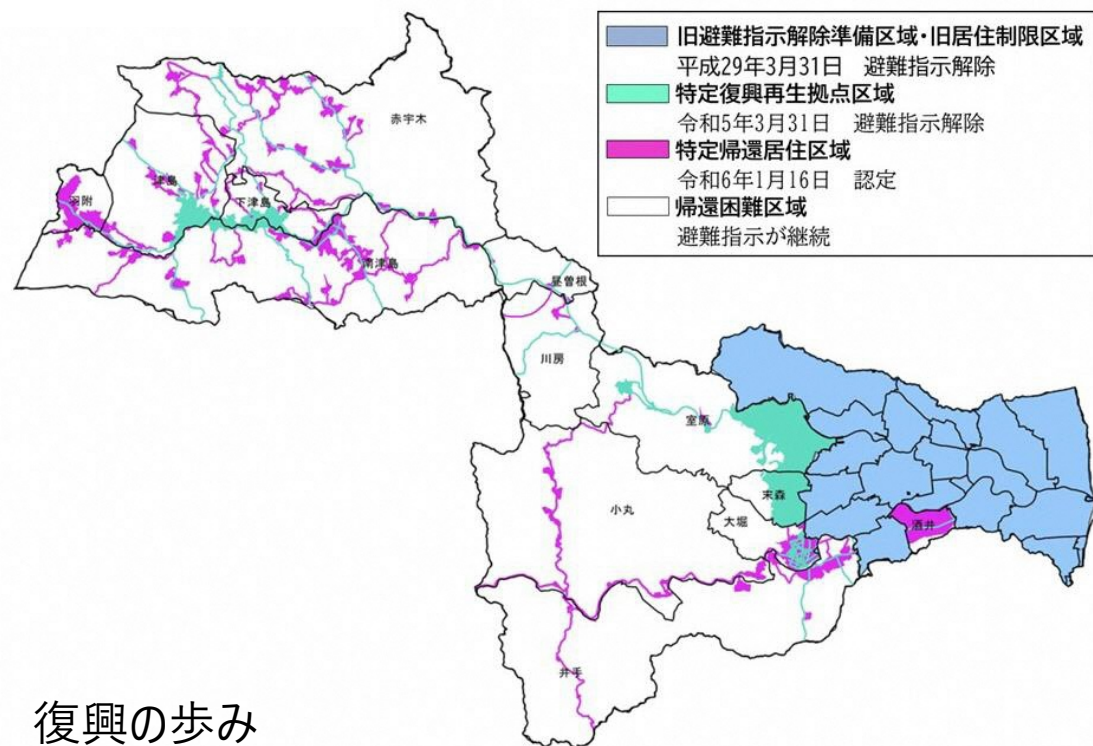


3 景観計画区域

浪江町全域

第2章 浪江町の概要 p.4～p.5

- ・ 福島県浜通りの中央部に位置し、町の面積は、東西約32km、南北約22kmに広がる223.14km²です。
- ・ 東は太平洋に面し、西は阿武隈高地がつらなります。津島地区は標高約415m（下津島付近）です。
- ・ 阿武隈高地に水源を持つ請戸川、高瀬川が太平洋に注ぎ、河川の堆積作用によって形成された平野が山麓に広がり、農地や市街地が形成されています。
- ・ 請戸港は、現在も漁港としての機能は盛んです。
- ・ 海岸、平野、山間で気候は一様ではありませんが、沿岸は、海洋性の気候で比較的温暖な気候です。
- ・ 明治22年に浪江村が誕生し、請戸村・幾世橋村・大堀村・苅野村・津島村と合併し、現在の浪江町が誕生しました。
- ・ 東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により全町民が町外に避難し、令和6年3月末時点の人口は14,979人となっています



復興の歩み

[基本理念]

うみ、まち、やまが請戸川と高瀬川でつながる
ふるさとの風景と暮らしを
未来へつなぐ景観づくり

[基本目標]

- ① 豊かな自然を守り、ふるさとを感じられる景観づくり
- ② 浪江町の顔となる質の高い景観づくり
- ③ 地域の成り立ちを大切にし、未来につなげる景観づくり
- ④ 多彩な景観資源を活かし、地域の魅力を向上させる景観づくり
- ⑤ 震災の記憶を未来へ伝える景観づくり
- ⑥ 人々の活動によって育まれる景観づくり

1 基本的な考え方

基本理念及び基本目標に基づき、本町の景観特性に沿って景観形成の基本方針を設定します。

なお、景観形成重点地区は、特に重点的に景観形成に取り組む地区として定めるものであり、地域の住民や事業者の意向を踏まえて設定します。

基本理念・基本目標



景観形成の基本方針

類型別の景観特性に沿った
形成方針

○景観を構成する要素

自然景観

歴史・文化的景観

市街地景観

活動景観

施設景観

眺望景観

震災を伝える景観

○町の景観の骨格を形成

景観拠点

景観軸

地域別の景観特性に沿った
形成方針

浪江地区

幾世橋地区

請戸地区

大堀地区

荻野地区

津島地区

景観形成重点地区の設定

2 町全域の景観特性と方針

本町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された「ふるさとの景観」を有しています。本町を特徴づける景観として以下のような景観を挙げることができます。

自然景観

河川景観



開放感にあふれた広がりのある眺望や動植物が生息する環境を守るとともに、町民が水辺に親しみ、憩うことのできる場として活用します。川沿いの建築物や工作物等は水辺景観に調和した、景観づくりを進めていきます。

山地・山並み景観



市街地や農地などの背景となる山並みや豊かな緑を保全し、ふるさとの風景を守ります。また、町内の建造物は稜線や緑に配慮した設えとします。

農業景観



平野に広がる緑豊かな田園風景を、人々の心安らぐ自然景観として継承します。耕作が難しい農地に関しては、荒れ地にしないよう有効活用を進めながらも、活用にあたっては町域に広がる田園風景や沿道景観に配慮します。

海岸景観（漁業景観）



地域の歴史を継承しながら、新たな景観づくりを行っていきます。町民や来訪者が海の景観を楽しむことのできる環境を整えます。海辺や漁港周辺の施設は、海への眺望、海との調和を意識します。特に、請戸漁港周辺では、活気の溢れる、本町の特徴として内外に印象づける景観づくりを行います。

市街地景観

新市街地景観



新たな整備による洗練されたデザインを活かし、人々の交流の場、町民の憩いの場として、活気と賑わいのある魅力的な景観の創出を目指します。周辺地域を含めて、市街地の価値を高める景観づくりを行います。

産業景観



山並みや緑などの周辺景観との調和を意識し、秩序のある景観づくりを行います。大規模な工場や事務所等は、無機質なものとならないよう、沿道への圧迫感を軽減するような景観づくりを行います。また、新たな産業は、観光・関係人口等の町外との交流にも資する景観づくりに努めます。

商店街・住宅市街地景観



浪江町らしい、自然と共生する暮らしを実現できる景観づくりを行います。商店街はにぎわいを感じ、統一感のある都市景観の創出を目指します。無秩序な色彩の建物や屋外広告物などで景観を阻害しないよう配慮します。住宅市街地では、周辺の土地や自然環境に配慮するとともに、道路に対して緑化を行うなど、背景となる山並みなどと調和する落ち着いた住宅地景観の創出に努めます。

道路沿道景観



住民や来訪者の視点を考慮し、良好な沿道景観づくりを進めます。沿道の緑化、広告物の色彩や大きさの配慮など、秩序があり、潤いのある道路景観の形成を誘導していきます。

歴史・文化景観

歴史的な集落景観



地形的な特徴や歴史・文化的な生い立ちなどを活かし、その場所にふさわしい、個性的で魅力的な景観の形成を目指します。震災前から残る地域の歴史を感じることでできる景観を大切にします。

施設景観



地域の人々に愛され親しまれる景観づくりを行います。地域らしさやシンボル性などを十分に考慮しながら、周辺景観との調和に配慮した施設づくりを目指します。

歴史・文化資源



歴史・文化的資源の周辺においては、資源を引き立てる景観づくりを行います。身近に眺めたり、歴史への理解を深めるなど、歴史・文化に親しむことのできる環境づくりを行います。

眺望景観



眺望景観を維持するとともに、それを楽しむ場を形成します。イメージをつくる眺望景観を保全し、また、市街地等では、眺望点からの景観を意識し、景観を阻害しないよう配慮を行います。

活動景観

伝統行事・イベント



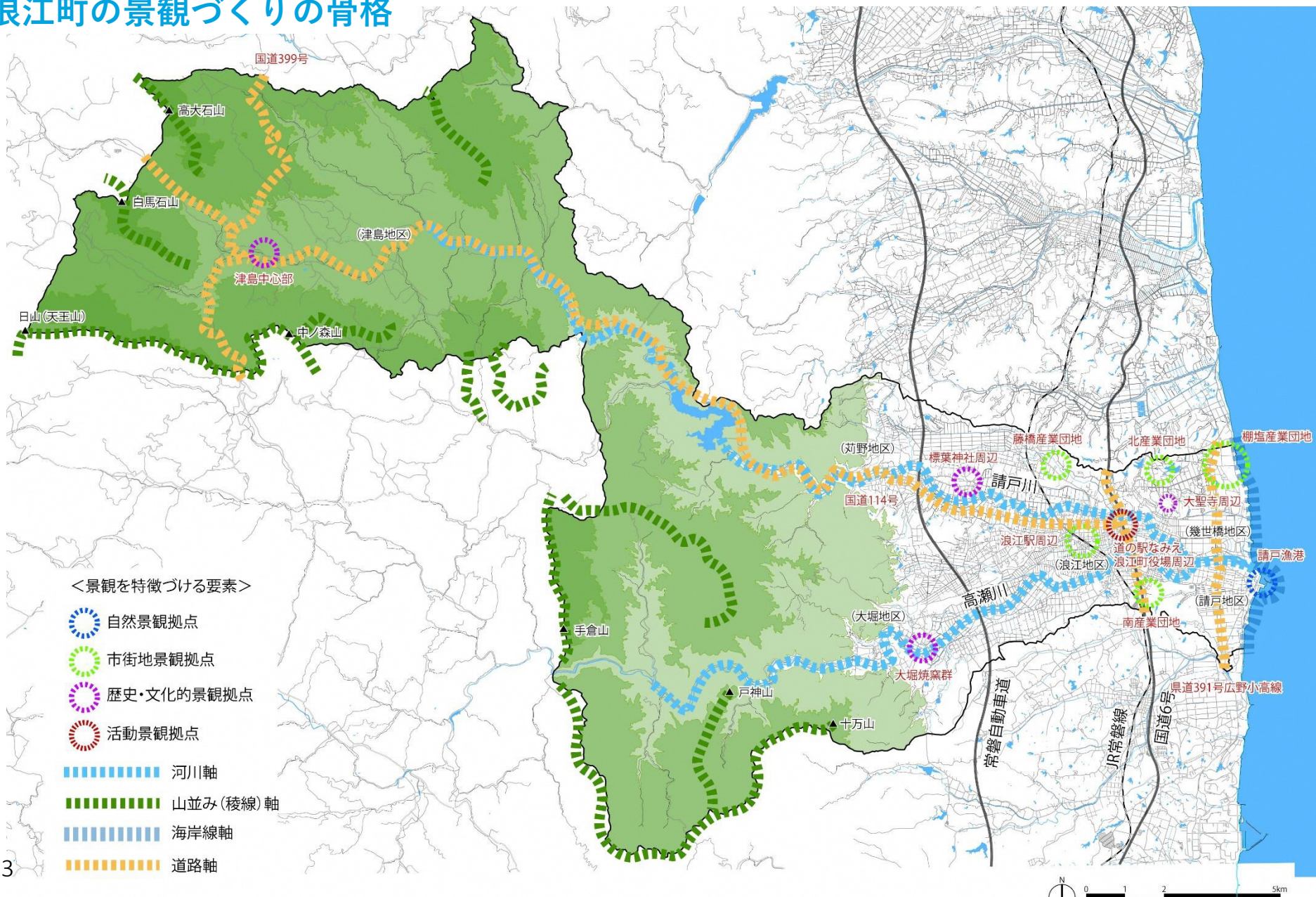
伝統行事等が行われる歴史的な環境を大切にします。また、伝統的な祭礼が際立つ町並みや施設の景観づくりを進めます。

震災の記憶・教訓を伝える景観



施設や場所の保全に加え、そこから見える景観も保全します。震災遺構等の周辺においては、施設や場所からの眺望を阻害しないよう配慮を行います。

浪江町の景観づくりの骨格



3 地区ごとの景観特性と方針

浪江町を構成する6つの地区ごとに、主な景観資源の抽出や景観に関する特徴を整理し、景観づくりの方針を定めます。

浪江地区



町の顔として、地域の歴史・文化と新たな産業が共存し、にぎわいと活気を感じられる景観を目指します。

幾世橋地区



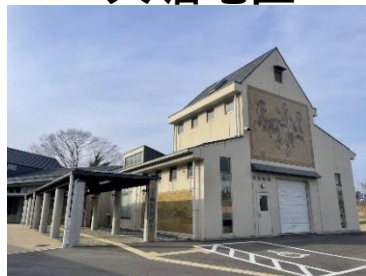
大聖寺や請戸川など、地区の歴史や文化を伝える景観を保全、継承するとともに、新たな産業の集積を、町内外に発信する魅力的な景観の形成を目指します。

請戸地区



太平洋を望み、請戸漁港の活気とにぎわいを感じられる景観を守り、東日本大震災の記憶と教訓を伝える景観を継承します。

大堀地区



高瀬川渓谷などの山、川の豊かな自然環境を守るとともに、大堀相馬焼に代表される地区の歴史や文化を感じられる景観を継承します。

苅野地区



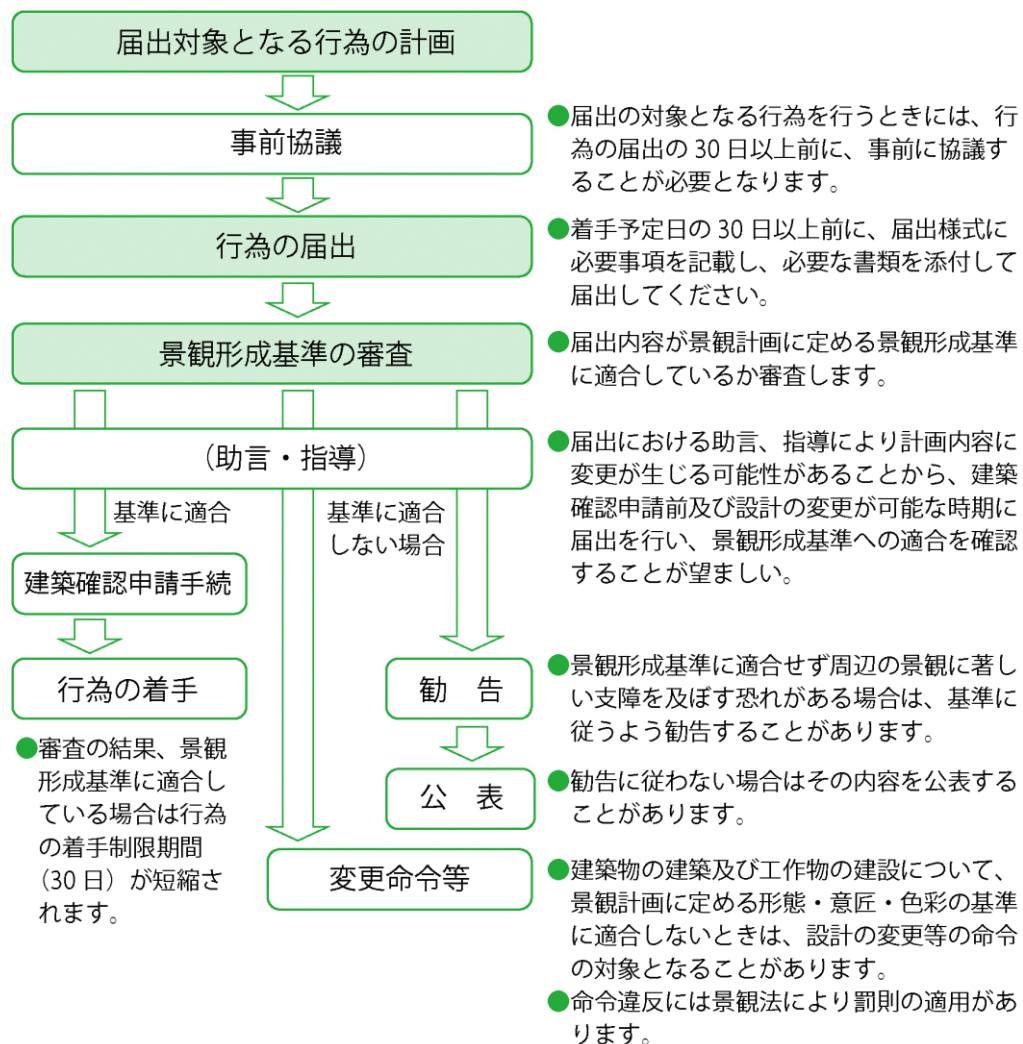
不動の滝などの山、川の豊かな自然環境を守るとともに、阿武隈山系と山並みを背景に広がる田園風景を保全します。

津島地区



山、川の豊かな自然環境を守るとともに、農業などの生業や暮らしの営みを感じられる山村集落の景観を継承します。

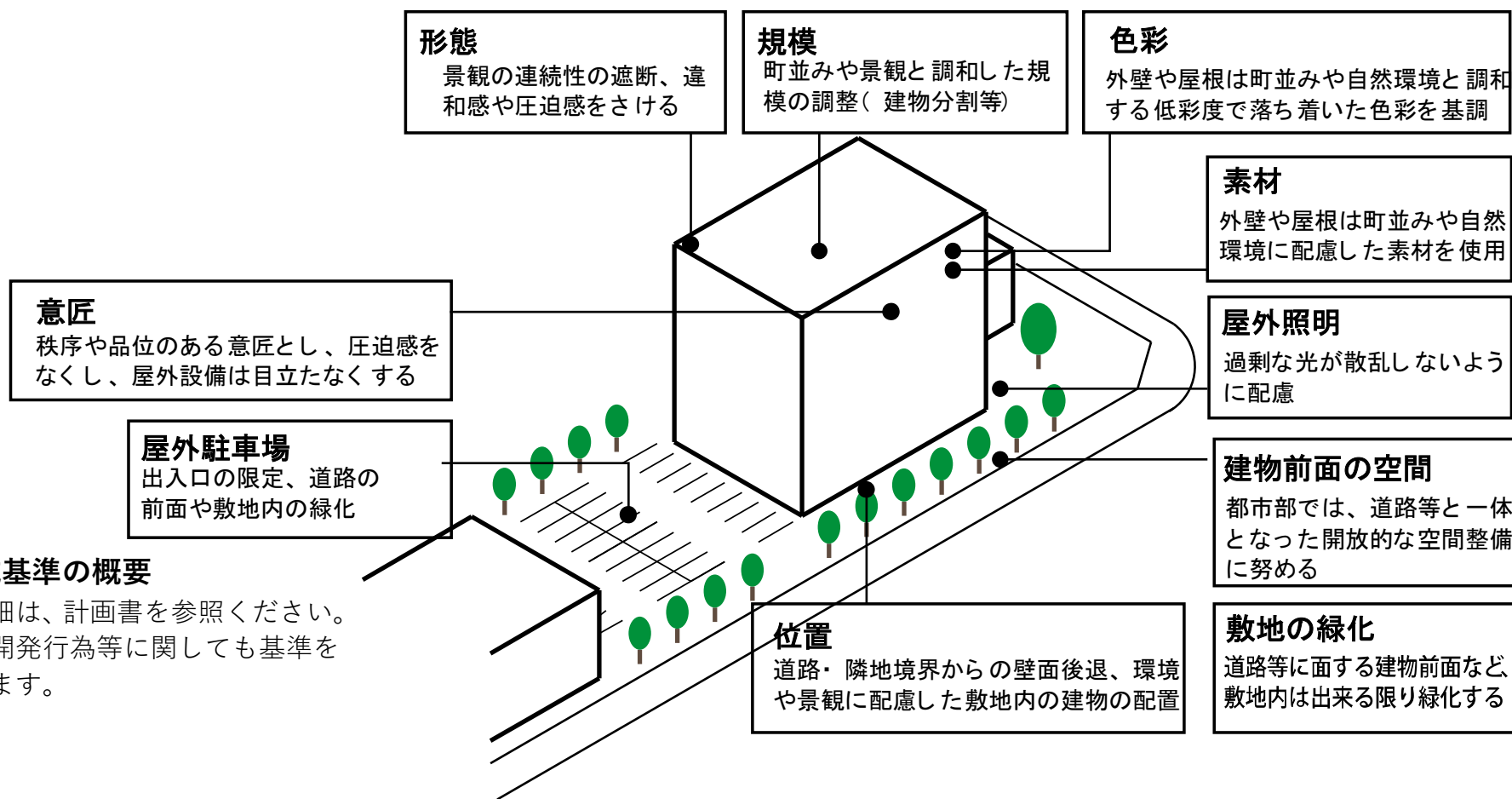
良好な景観形成のための行為の制限（景観形成基準）を定め、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物等に対して、届出を提出してもらい、景観形成基準への適合をチェックします。



届出対象行為			規模
建築物	新築、増築、改築移転、外観の修繕・模様替・色彩の変更		・高さ10m超 ・延床面積1,000㎡超
工作物	新築、増築、改築移転、外観の修繕・模様替・色彩の変更	①擁壁、垣、さく、塀など	・高さ5m超
		②RC造の柱・鉄柱・木柱など	・高さ10m超
		③煙突、排気塔など	
		④電波塔、物見塔など	
		⑤電線路等の支持物	・高さ20m超
		⑥高架水槽、冷却塔など	・高さ10m超 ・築造面積1,000㎡超
		⑦観覧車などの遊戯施設	
		⑧コンクリート・アスファルトプラントなど	
		⑨立体駐車場	
		⑩石油、ガス、穀物等の貯蔵施設	
⑪ごみ・し尿等の処理施設			
⑫彫像、記念碑など			
⑬太陽光発電設備（地上設置に限る）			
開発行為、土地の形質変更、水面の埋立て・干拓			・面積3,000㎡超 ・法面の高さ5mかつ延長10m超
物件の堆積			・高さ3m超 ・土地の面積500㎡超

景観形成基準

浪江町の景観づくりを推進するため、建築物や工作物に対して景観形成基準を設定します。基準に基づき、規制誘導を行っていくことで、良好な景観の形成に努めていきます。



景観形成基準の概要

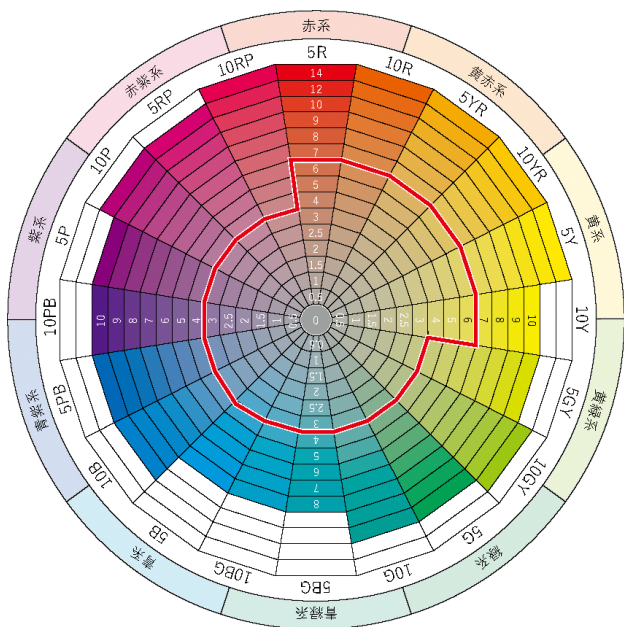
基準の詳細は、計画書を参照ください。
工作物や開発行為等に関しても基準を設けています。

色彩に関する景観形成基準

けばけばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とする

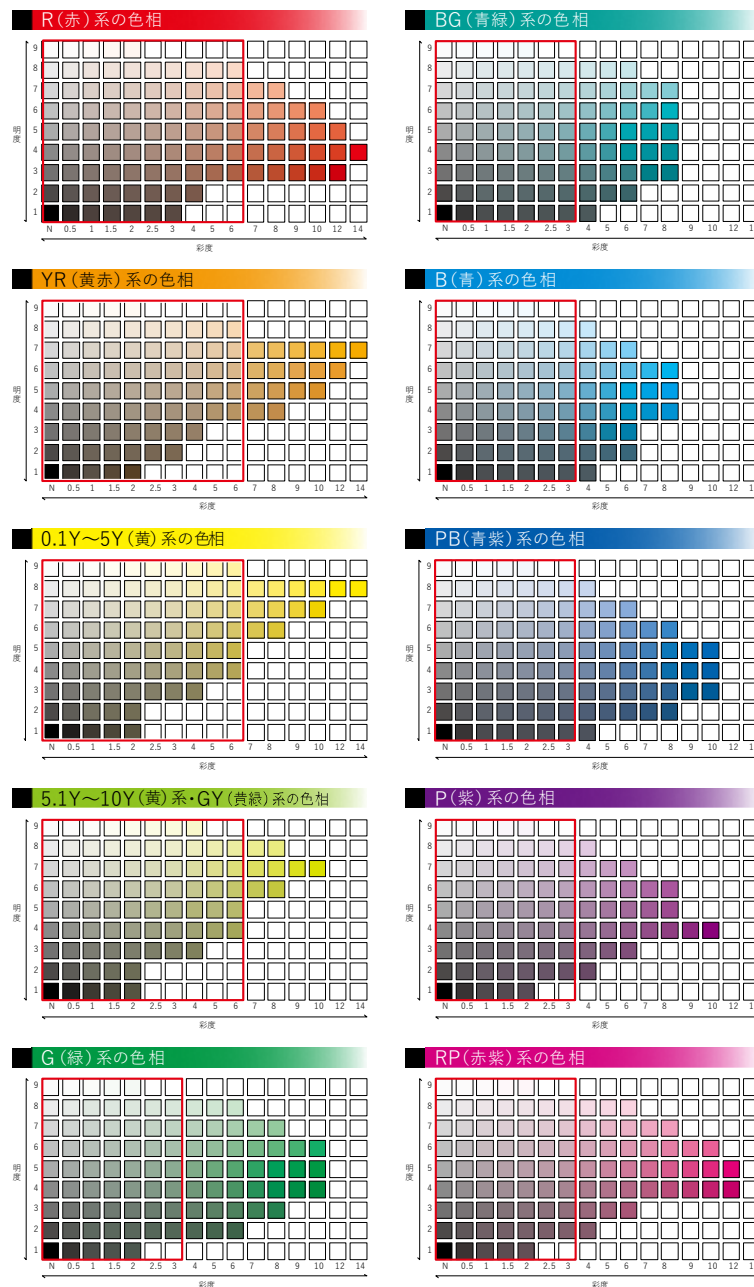
色相	彩度	明度
R・YR・Y	彩度6以下	指定なし
GY・G・BG・B・PB・P・RP	彩度3以下	

※アクセントカラーや素材色等で良好な景観に支障がないと判断される場合にはこの限りではない。



色相と彩度のチャート（赤枠内が基準内）

明度と彩度のチャート（赤枠内が基準内）



景観重要建造物

良好な景観形成に重要な役割を果たす建造物について、積極的に保全・活用に努めていきます。



候補の
イメージ

- ①歴史的・文化的に価値の高い建造物
 - ・町または県の指定文化財等の建造物
 - ・国登録有形文化財等の歴史・文化性のある建造物
- ②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている建造物
 - ・地域の歴史文化を継承し、地域の景観の特徴を成す建造物
 - ・優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物
 - ・震災の記憶や教訓を伝える建造物
- ③地域のランドマークとなる建造物
 - ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物
 - ・地域の景観に影響の大きい建造物

景観重要樹木

良好な景観形成に重要な役割を果たす樹木について、積極的に保全・活用に努めていきます。



候補の
イメージ

- ①地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている樹木
 - ・地域の歴史・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す樹木
 - ・震災の記憶を伝える樹木
- ②地域のランドマークとなる樹木
 - ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている樹木
 - ・地域の景観に影響の大きい樹木
 - ・樹齢や樹容等に優れた樹木

第7章 屋外広告物に関する事項 p.47

屋外広告物に係る行為の制限については、デジタルサイネージへの対応と合わせ、現状の福島県屋外広告物条例に基づく規制誘導を図ります。

第8章 公共施設の景観形成に関する事項 p.48～p.49

景観計画区域における道路、河川、公園等の公共施設については、景観重要公共施設に位置付けて、良好な景観の形成に向けた整備に取り組むことを検討します。



候補のイメージ（道路）



候補のイメージ（河川）

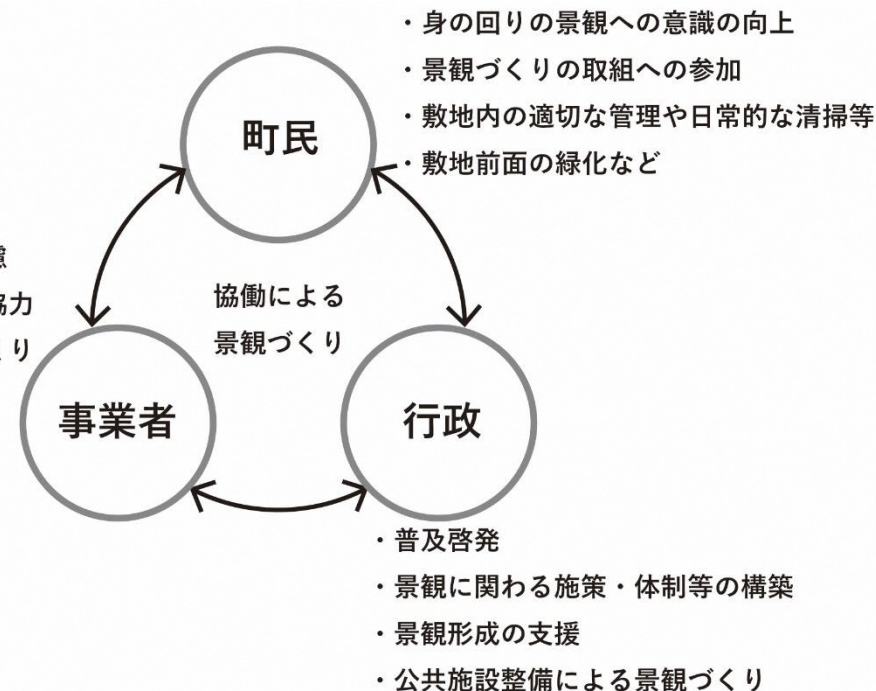


候補のイメージ（公園）

1 協働による景観まちづくり

本町の景観を守り、継承し、また、新たな景観を創造していくためには、町民一人ひとりが主体的かつ積極的に景観づくりに取り組むことが大切です。町民、事業者、行政の協働により景観まちづくりを推進していきます。

- ・ 地域性の理解
- ・ 地域の景観形成への配慮
- ・ 町の景観づくり施策に協力
- ・ 緑化などによる景観づくり



2 推進方策

(1) 景観の取組に関する普及啓発

景観に関する情報提供、学びの推進、活動支援

(2) 地域特性にあわせたきめこまかな取組の推進

景観協定等、景観重要建造物・景観重要樹木の指定・保全

(3) 景観形成の推進体制の整備

景観審議会を設置、景観整備機構の指定